

環境への配慮に係る基本方針の策定について

平成18年3月28日
独立行政法人海洋研究開発機構

1. 目的及び背景

平成17年4月1日の「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動を促進する法律」（平成16年6月2日法律第77号、以下「環境配慮促進法」という。）の施行に伴い、独立行政法人海洋研究開発機構（以下「機構」という。）は、環境配慮促進法第2条第4項に定める特定事業者として（「環境情報の提供の促進等による特定事業主等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」第二条第四項の法人を定める政令（平成17年3月16日政令第42号）参照）、環境報告書の作成と毎年ごとの公表を義務付けられることとなった。

機構としては、環境への配慮の取り組みとして、まず機構における「環境への配慮に係る基本方針」を策定し、平成17年度環境報告書作成に取り組むこととする。

2. 「環境への配慮に係る基本方針」の策定

環境配慮に関する機構の基本的考え方については、別紙1のとおり「独立行政法人海洋研究開発機構における環境への配慮に係る基本方針」（以下、「基本方針」という。）として策定し、公表する。基本方針については、事業者として事業運営に当たって環境配慮の基本的立場を中心として、機構としての環境変動研究への取り組みや海洋調査観測活動における環境保全への取り組みを加味することとする。

3. 環境、安全、衛生に関する指針の策定

基本方針の1に掲げる「機構自ら、各々の事業活動において、環境、安全、衛生に関する指針を策定」について、現在、地球深部探査センターでは、「労働安全衛生および環境保全に関する基本方針」を策定し、実施しているところである。

しかし、機構の調査・観測活動を対象とした指針は策定されていない。海洋における調査観測活動について、現在の国際的な立場を考慮すると、「国連海洋法条約」や「生物多様性条約」等により、環境保全という観点からの実施が必要とされている。

こうした現状を受け、機構としても、基本方針に基づき、別紙2のとおり「独立行政法人海洋研究開発機構における調査・観測活動に係る環境保全のための指針」を策定し、実施する。

なお、これら各事業における指針については、今後事業の進展や環境配慮に関する内外の状況に対応し、必要性が認識された場合、柔軟に変更・追加をしていくこととする。

独立行政法人海洋研究開発機構における 環境への配慮に係る基本方針

環境基本理念

独立行政法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)は、海洋や地球に関する先端的、基盤的研究開発を通じ、「知」の探求及び蓄積に努めるとともに、地球環境の保全と人類の生活の向上及び生命の安全確保に貢献することを活動の基本理念とします。

その際、研究開発活動の推進のみならず日々の事業活動においても、環境への配慮を怠ることがないように以下を環境配慮の基本方針といたします。

特に、機構の研究対象が「海洋-地球」であることから、機構の活動そのものが環境保全に対し最大限の配慮をすることを、最優先の行動規範とします。

1. 環境保全に係る国内外の法令等の遵守と環境指針の策定と実践

「国連海洋法条約」「生物多様性条約」等の国際的な法規範を尊重し、「環境基本法」、「循環型社会形成推進基本法」「環境配慮促進法」等の関係法令を遵守するとともに、機構自ら、海洋の調査・観測活動をはじめとする各々の事業活動において、環境、安全、衛生に関する指針を策定し、実践することで、日々環境へ配慮した事業活動の推進に努めます。

2. 地球環境変動研究の推進と情報の公開

機構は、海洋を中心とした一つのシステムとして地球をとらえ、温暖化等の地球環境変動を解明するための研究開発としてさまざまな観測研究、予測研究、及び関連した技術開発等の基盤的研究開発を実施し、これらの成果等を広く国内外に発信し、我が国はもとより、国際的な環境配慮の活動の展開に貢献します。

3. 事業活動における環境負荷の低減

温室効果ガス排出規制、グリーン調達、廃棄物抑制等、事業活動における環境負荷の低減を計画的に実施し、持続可能な社会の構築に貢献します。

4. マネージメントシステムの整備とリスクマネジメントの徹底

環境、安全、衛生のための管理体制を整備、充実させ、環境影響をもたらす不測の事故を予防するための環境リスクマネジメントを徹底します。しかし、万一、事故や災害が発生した場合は、安全と衛生を第一に、環境への影響を最小限にとどめるための迅速かつ的確な対策を講じるとともに、そこで得られた教訓や知見は、「公開の原則」に則り、広く社会へ還元するよう努めます。

平成18年3月28日



独立行政法人

海洋研究開発機構

理事長 加藤 康宏

独立行政法人海洋研究開発機構における 調査・観測活動に係る環境保全のための指針

The Research and Observation Guidelines for the Protection and Preservation of Environment and Ecosystem

独立行政法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)は、環境保全・生態系保全の観点から、海洋に関する基盤的研究開発の推進のための観測・調査研究及び技術開発等(以下「調査・観測活動」という。)の実施にあたり、以下の事項に配慮することとする。

Recognizing the importance to protect and preserve of environment and ecosystem, the Japan Agency for Marine-Earth Science and Technology (JAMSTEC, hereinafter referred to as the “Agency”) takes following items into consideration for the implementation of research, observation and technical development for promotion of fundamental marine research and development.

1. 機構は、調査・観測活動を実施する場合は、国内の関連法令はもとより、基本的に「国連海洋法条約」「生物多様性条約」等の国際的な法規範を尊重する。

The Agency shall basically implement research and observation activities in accordance with applicable conventions and international agreements including “the United Nation Convention on the Law of the Sea (UNCLOS)” and “the Convention on Biological Diversity (CBD) ”.

2. 機構は、調査・観測活動のために利用する機器、船舶及び無人探査機等の運用に際しては、環境保全及び生態系保全に配慮する。

The Agency shall operate research facilities including instruments, vessels and remotely operated vehicles for research and observation, with particular attention to protect and preserve the environment and ecosystem.

3. 採取する試料については、環境の保全及び生態系の保全を最優先に考え、必要最小限に抑えるように努める。

The Agency shall make best efforts to minimize collection of samples as necessary as possible with prioritization taking into account the importance of the protection and presentation of environment and ecosystem.